

平泉町職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数

(令和8年4月1日現在)

行政職給料表

級	級別基準職務表に規程する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、技師及び主事補、技師補等の職務	10	9.3	主事補 技師補 主事 技師 保健師 管理栄養士 社会福祉士 保育士 学芸員 計	0 1 2 2 2 0 1 0 2 10	29	26.9	主事級
2 級	特に高度な知識経験を必要とする主事、技師等の職務	19	17.6	主事 技師 保健師 管理栄養士 社会福祉士 保育士 学芸員 計	15 0 1 1 0 2 0 19			
3 級	主査の職務、主任の職務	37	34.3	主任 主任保健師 主任管理栄養士 主任保育士 主任学芸員 主査 主査保健師 主査管理栄養士 主査保育士 主査学芸員 計	18 0 0 9 1 6 0 0 3 0 37	28	25.9	主任級
						9	8.3	主査級
4 級	課長補佐の職務、主任主査の職務	18	16.7	主任主査 主任主査保健師 主任主査管理栄養士 主任主査保育士 主任主査学芸員 課長補佐 局長補佐 所長補佐 園長補佐 室長補佐 教育次長補佐 館長補佐 次長 計	3 0 0 0 0 9 0 0 2 1 0 1 2 18	3	2.8	主任主査級
5 級	課長、室長等の職務、特に高度な知識経験を必要とする課長補佐の職務、副主幹の職務	10	9.3	課長補佐 局長補佐 所長補佐 園長補佐 室長補佐 教育次長補佐 館長補佐 次長 課長 局長 所長 園長 室長 教育次長 館長 副主幹 計	5 0 0 0 1 3 0 1 0 0 0 0 0 0 0 10	25	23.1	課長補佐級
						14	13.0	課長級
6 級	特に高度な知識経験を必要とする課長、室長等の職務、主幹の職務	14	13.0	課長 局長 所長 園長 室長 教育次長 館長 主幹 計	8 1 1 2 0 1 1 0 14			
合計		108	100.0					

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。

労務職給料表

カバ職制付表

級	級別基準職務表に規程する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 自動車運転手(2級に掲げられた自動車運転手を除く。)の職務	0	0.0	自動車運転手	0	0	0.0	主事級
	2 電話交換手(2級に掲げられた電話交換手を除く。)の職務			電話交換手	0			
	3 調理員(2級に掲げられた調理員を除く。)の職務			調理員	0			
	4 技能職員(1から3までに掲げるもの及び2級に掲げられた技能職員を除く。)の職務			技能職員	0			
	5 用務員(2級に掲げられた用務員を除く。)の職務			用務員	0			
	6 労務作業員の職務			労務作業員	0			
	計			0				
2 級	1 自動車運転手の職務	0	0.0	自動車運転手	0			
	2 電話交換手の職務			電話交換手	0			
	3 調理員の職務			調理員	0			
	4 技能職員(1から3までに掲げるものを除く。)の職務			技能職員	0			
	5 用務員の職務			用務員	0			
	6 主任労務作業員の職務			主任労務作業員	0			
	計			0				
3 級	1 車庫長、自動車運転手主任の職務	2	33.3	車庫長	0	6	100.0	主任級
	2 主任電話交換手の職務			自動車運転手主任	1			
	3 主任調理員の職務			主任電話交換手	0			
	4 主任技能職員の職務			主任調理員	1			
	5 主任用務員の職務			主任技能職員	0			
				主任用務員	0			
	計			2				
4 級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手主任の職務	0	0.0	自動車運転手主任	0			
	2 相当の技能又は経験を必要とする主任電話交換手の職務			主任電話交換手	0			
	3 相当の知識又は経験を必要とする主任調理員の職務			主任調理員	0			
	4 相当の技能又は経験を必要とする主任用務員の職務			主任用務員	0			
	計			0				
5 級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手主任の職務	4	66.7	自動車運転手主任	1			
	2 特に相当の技能又は経験を必要とする主任電話交換手の職務			主任電話交換手	0			
	3 特に相当の知識又は経験を必要とする主任調理員の職務			主任調理員	3			
	4 特に相当の技能又は経験を必要とする主任用務員の職務			主任用務員	0			
	計			4				
合計		6	100.0					

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%に満たない場合がある。